

白石町における小中学校の適正規模（案）

白石町においては、地域性や歴史的、地理的な成り立ちを考慮しながらも、一定の集団規模は必要との考えから、適正規模の基本的な考え方については次の案とする。

■小中学校の適正学級数【案】（学校教育法施行規則に準じる）

- ・小中学校の学級数は、12 学級以上 18 学級以下を標準とする。
（小学校：1 学年 2 学級から 3 学級、中学校：1 学年 4 学級から 6 学級）
- ・ただし、特別の事情があるときはこの限りではない。

※「白石町立小中学校統合再編の考え方」では、法令上の標準を学校統合再編要件の第一義としないとしている。

「地域の拠点としての学校」という従来からの考えを尊重し、現在推進中のコミュニティ・スクールの成果を生かすと共に、統合再編後も、一層の推進が図られるように努める。

そのため、法令上で適正な学校規模と示される、小中学校ともに「学級数がおおむね 12 学級から 18 学級までであること」については、統合再編要件の第一義としない（資料 5：白石町立小中学校統合再編の考え方 P10）。

具体的には、新学校区については、コミュニティ・スクールの範囲（現学校区）を組み合わせるという考え。現学校区を割ったりせずに、地域コミュニティのことも考慮する。国の標準である「12 学級から 18 学級」にこだわると、場合によってはこの考えが崩れることになり、あらゆる学校統合再編のケースを考えての表現である。